**一般社団法人北海道建築士事務所協会広告掲載取扱要領**

（目的）

1. この要領は、一般社団法人北海道建築士事務所協会（以下「協会」という。）のウェブサイト及び協会発行の刊行物等（以下「刊行物」という）への広告掲載に関し、その取扱等を定めることを目的とする。

（定義）

1. この要領において、次の各号に掲げる用語の意味は、次の各号に定めるところによる。

（１）　ウェブサイト　協会が管理するウェブサイトをいう。

（２）　バナー広告　ウェブサイト内に表示される広告画像で、広告主の指定するウェブページに　リンクするものをいう。

（３）　印刷広告　刊行物に掲載する広告をいう。

（４）　広　　　　告　バナー広告及び印刷広告をいう。

（掲載可能な広告の範囲）

1. ウェブページに掲載することができる広告の内容は、次の各号に該当しないものとする。

（１）　法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

（２）　公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

（３）　公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

（４）　協会の趣旨にそぐわないと思われるもの

（５）　その他、協会が広告媒体に掲載する広告として不適当であると判断するもの

（細則への付託）

1. 広告掲載事務に係る以下の事項については、別に定める「広告掲載事務細則」に委ねる。
	1. 広告の規格
	2. 広告の掲載位置及び枠数
	3. 広告の掲載期間
	4. 広告の募集手続き
	5. 広告掲載料
	6. その他広告掲載に必要な事項

（広告掲載の決定）

第５条　協会は第３条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

　　２　広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について書面により、広告主に通知するものとする。

　　３　広告掲載希望者が、募集する枠数を超えたときには抽選により決定する。

（広告内容等の変更）

第６条　本協会は、広告の内容、デザイン及びリンク先のウェブページの内容等が第３条の規定に抵

触していると判断した場合には、広告主に対してバナー広告の内容等の変更を求めるものとする。

（バナー広告掲載の取消し）

第７条　協会は、次のいずれかに該当する場合には、直ちに広告掲載の決定を取り消すことができる。

1. 指定の期日までに広告掲載料の納付がないとき。
2. 指定の期日までに広告原稿の入稿がないとき
3. 前条の規定による広告内容の変更に広告主が応じないとき
4. その他、広告掲載が適切でないと協会が判断したとき。

２　前項各号の規定により広告掲載を取消した場合において、協会は納付済みの掲載料の返還及び損害賠償等一切の責を負わない。

（広告掲載の取下げ）

第８条　広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。

２　広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、書面において協会に申し出なければならない。

３　第１項の規定により広告掲載を取り下げた場合、納付済みの広告掲載料は返還しない。

（広告掲載料の返還）

第９条　協会は、広告主の責に帰さない理由により広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかった時は、広告主に広告掲載料を返還する。

２　前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

（広告主の責務）

第１０条　広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

２　広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

３　広告主は、バナー広告のリンク先ウェブページのURLに変更があった場合、速やかに協会に連絡しなければならない。

（疑義等の決定）

第１１条　この要領に疑義があるとき、又はこの要領に定めのない事項については、別途協議の上、定めるものとする。

（要領の変更）

第１２条　この要領の変更は、理事会の議決を経なければならない。

附則

　　　この要領は、平成２９年7月20日から施行する。